

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第17号

令和6年3月22日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年7月9日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 高 橋 宏 和
6 財 第 2 6 0 号
令和6年4月30日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年3月15日付け5福監第393号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 喜多方建設事務所
監査対象年度 令和4年度
監査実施年月日 令和6年2月9日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	（原因）

河川敷占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

河川区域における土地占用料（河川敷占用料）について、令和元年度から令和5年度までに、二重徴収や算定方法誤りなどによる過大徴収が3件437,600円、単価誤りや算定方法誤りなどによる過少徴収が4件762,000円、合計7件1,199,600円の誤徴収を行っている。

「是正又は改善の意見」

河川敷占用料の収入調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

今回の誤徴収の原因は以下のとおりである。

- 1 担当者の関係規程の理解が十分ではなく、徴収対象、単価及び算定方法を誤って占用料を算定した。
- 2 担当課長等複数の職員によるチェック機能が十分に働いていなかった。
- 3 占用料の調定のために作成している占有者ごとの一覧表に重複して占用許可台帳のデータを入力した。

（処理状況）

誤徴収のあった占有者に対し経緯説明及び謝罪を行った上で、過大徴収については令和5年6月30日に還付加算金を含めて返還を行い、過少徴収については令和5年7月28日までに不足分の追加徴収を完了した。

（今後の対応）

河川敷占用料の収入調定事務については、以下のとおり対応する。

- 1 内部研修等により関係規程の理解を徹底するとともに、誤徴収の起こった事例を参考とするなど、特に誤りやすい箇所を把握した上で適正に占用料を算定する。
- 2 上記1により担当課長等に対しても関係規程の理解を図った上で、新規の占用許可時には、今回の誤徴収を受けて見直されたチェックシートによる実効性のあるチェックを複数の職員により確実に行う。
- 3 年度当初の定例調定時には、占用料合計額等について、占用許可台帳と占有者ごとの一覧表との突き合わせを行う。

（監査総務課）

監査公表第18号

令和6年3月22日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年7月9日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 6 財 第 2 5 9 号
 令和6年4月30日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄

財政支援団体等監査に係る措置状況について（通知）

令和6年3月15日付け5福監第395号で報告のありましたこのことについて、別紙のと

おり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
(別紙様式)

財政支援団体等監査に係る措置状況について

監査対象団体 公立大学法人会津大学
監査対象年度 令和4年度
監査実施年月日 令和6年1月18日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況						
<p>「指摘事項」 費用の算出について著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 2021年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の廃止に伴う経費返還手続に際し、間接経費の返還に係る要件を十分に確認せず、返還額を誤って算定し手続を行った結果、正当な額を超えて過大に返納することとなったものがある。</p> <table border="0" data-bbox="239 873 734 974"> <tr> <td>正 当 な 返 還 額</td> <td>1,424,718円</td> </tr> <tr> <td>誤って算定した返還額</td> <td>1,735,134円</td> </tr> <tr> <td>過 大 返 還 額</td> <td>310,416円</td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」 費用の算出に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	正 当 な 返 還 額	1,424,718円	誤って算定した返還額	1,735,134円	過 大 返 還 額	310,416円	<p>(原因) 今回の事案の原因は、下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 科学研究費助成事業を廃止する際の間接経費の返還額算定について、現年度分と過年度分で異なる取扱いとなることの確認が不十分でした。 ② また、担当者の変更があった際、科学研究費助成事業の廃止申請手続に係る引継ぎが不十分でした。 ③ 科学研究費運用マニュアルに基づく担当課内の複数人による確認が不十分でした。 <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指摘を受けた事実のとおり、令和4年3月31日付けで担当教員から事務局企画連携課へ廃止申請があり、申請どおり補助団体（独立行政法人日本学術振興財団（JSPS））へ廃止申請を行ったこと、また、同年6月15日付けで、JSPSへ別途、当該科学研究費の実施状況報告書を提出したことを確認しました。 ② 同年7月11日付けでJSPSより「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の廃止申請の承認並びにこれに伴う交付決定の一部取消及び返金命令について（通知）」を受理したことを確認しました。 ③ 上記通知を受け、同年7月13日付けで、返還手続（1,735,134円（直接経費1,334,718円、間接経費400,416円））を事務局総務予算課へ依頼したところ、過年度の間接経費の返還額算出について、全額執行済みとして返還不要だったところ、直接経費の残額（未執行額）の30%に相当する額で算出・申請しており、310,416円過大となることが判明したことを確認しました。 ④ 上記のことからJSPSへ問合せ及び相談をしましたが、既に審査・決定している金額であるため修正不可との回答があり、同年7月25日に申請額（1,735,134円）どおり返還したことを確認しました。 <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 私学・法人課においては、当該法人
正 当 な 返 還 額	1,424,718円						
誤って算定した返還額	1,735,134円						
過 大 返 還 額	310,416円						

	<p>が、再発防止を図るため、外部資金の取扱いについては、資金提供団体の補助マニュアル・手引き等を十分に確認した上で返還手続を行うとともに、複数人によるチェック体制の下、適切な事務処理を行うこと、また、事務処理における注意事項等を明文化し引継ぐとともに、法人内にて事例・事務処理顛末の共有化を徹底するよう指導してまいります。</p> <p>② これまでの財政支援団体等監査の措置状況を踏まえ、留意すべきポイントを整理の上、当該法人に周知し、事務処理誤りが生じないよう未然防止に努めます。</p>
--	---

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 1 9 号

令和6年3月22日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年7月9日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 6 病 第 9 5 号
 令和6年5月8日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和6年3月15日付け5福監第394号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象団体 ふたば医療センター（附属病院）
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和6年2月15日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制が有効に機能しておらず、たな卸資産の在庫管理及び会計処理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 前回の監査において、「たな卸資産については、随時、実地たな卸を行い現在高を確認するとともに、管理、経理に当たっては関係規程に基づき適正に行うこと。」と指導を受けたにも関わらず、この内容が事務部門と薬剤部門とで正確に理解共有されず、適切に実地たな卸が行</p>	<p>(原因)</p> <p>1 たな卸資産の管理等の事務手続について総勘定元帳を所管する事務部門とたな卸資産出納簿を所管する薬剤部門で正確に理解されていなかったため、これまで、総勘定元帳とたな卸資産出納簿の残高の照合を行ってきませんでした。</p> <p>このため、毎年度末に行うべき消費税調整額控除漏れの累積など期末残高に不一致が生じていたにも関わらず、その差を解消することができませんでした。</p>

われなかったことから、令和4年度の決算においてもたな卸資産出納簿と総勘定元帳の期末残高が一致していないものがある。

【薬品】 たな卸資産出納簿	5,142,759円
総勘定元帳	5,002,402円
差 額	140,357円

「是正又は改善の意見」

たな卸資産の管理については、所属内各部署における事務処理の連携を確実に行うとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に処理すること。特に、企業出納員は、常にたな卸資産出納簿の残高と関係の会計帳簿とを照合し、正確な残高の確認を行うこと。

- また、上席者の確認が不十分でした。
- さらに前回監査で指導を受けた内容について、組織として、事実関係や原因等の確認が不十分であり、適切な改善措置を講じませんでした。

(処理状況)

- たな卸資産の管理等の事務手続について再確認した上で、令和6年1月24日に事務部門及び薬剤部門の関係職員に対し、周知し、たな卸資産出納簿と総勘定元帳の残高の照合を徹底しております。
- また、令和4年度のたな卸資産出納簿と総勘定元帳の期末残高が一致していない原因について確認し、令和6年3月13日までに残高を修正しました。

(今後の対応)

- 引き続き、たな卸資産出納簿と総勘定元帳の残高の照合を徹底します。
特に、事務部門では、毎月末の残高を正確に把握するため、薬剤部門からたな卸資産出納簿の原本を提出させ、総勘定元帳の残高と一致していることを確認します。
また、毎年度末の実地たな卸及びその結果に基づくたな卸の修正や、消費税調整額控除について、たな卸資産出納簿に確実に整理するとともに、総勘定元帳と照合し、期末残高が一致していることを確認します。
これらについて、上席者を含めた複数職員によるチェックを徹底します。
- 監査での指導を受けた内容など、事務手続上の課題を把握した場合は、組織として適切な改善措置を講じ、再発防止に努めます。

(監査総務課)